

「須佐騒動一件御裁断記録」を読んで

二〇〇八年十二月 栗山 展種

一・事件のあらまし

享和二年(1802)七月十二日、須佐益田家の侍 中間約三百人が益田本家土居前に詰め掛け「須佐騒動」を起した。

同七月十八日、益田家を代表して末家益田隼人が萩城に罷り出て、萩本藩に対して家中の取鎮と騒動を起したものの達の吟味を受けたいと申し出た。これを受けて本藩政府は七月廿三日重見勇(御目付)、沖三左衛門(物頭)、岡又十郎(同)、松野文右衛門(代官)を須佐に急派し急場を取鎮めた。翌廿四日、益田家は従来の経緯を本藩に書面で報告したが、それによると事件は次のような段階を追って発生した。

第一段階 寛政十二年庚申(1800)十一月 第一次嗾訴事件

騒ぎの発端はそれより二年前の寛政十一年庚申(1800)十一月に遡る。徒党を組み誓約した者達が「主家所帯 累年難渋にて取直しの目途もこれなく、已に危急の期にも至る可に付き」、また「当役の者勤方宜しからず、執行非道の筋これあり候故、過所書(諫書)を以て嗾訴し、増野舎人、俣賀次郎右衛門の二人の罷免を要求し、後役として宅野太郎左衛門(職座)、石津伝右衛門(用人)、大谷与三右衛門(用人)ほか小原権六、小国彦七らを推挙した。益

田家はやむなくこれを受け入れ、翌寛政十三(1801)年一月廿二日宅野太郎左衛門(職座)、石津伝右衛門(用人)、大谷与三右衛門(用人)を任命しひとまず騒ぎを収めた。

第二段階 享和元年辛酉(1801)三月 第二次嗾訴事件

寛政十三年は二月改元となり享和元年となった。

三月廿六日、前年の嗾訴事件について丹後父子、末家中は宅野太郎左衛門・萩野忠左衛門と協議した結果、窪田彦右衛門、椋小左衛門等「不心得の六名」を処罰することにした。処が「諫書差出候儀を不敬と存ぜられ候」、君臣共宜敷き為筋と気付き申し出候処、忠を以て不忠とせられ候」と過当の咎めを申し立て、松原勘五郎/栗山藤蔵/大谷伊八/小国融蔵/城一軍司/多根茂右衛門/増野多中/金子唯平/仲井半蔵/松原源五左衛門/吉賀兵之進/大草甚右衛門の十二名が連判で六名の処罰取り下げを要求、駄目なら出萩し、庭上切腹すると嗾訴。自らが推挙した太郎左衛門の罷免を要求した。

第三段階 享和二年戊戌(1802)七月十二日須佐騒動

享和二年四月廿日、家中取鎮めのために末家益田隼人が萩から須佐に来て采配を揮う事になった。

徒党誓約は禁制であるから、徒党を解散して誓約以前に戻せと、いつ益田隼人の命令に対して、徒党側は「申の冬誓約の儀は私事にてこれなく、主家興隆の為筋と考え奉り候」と忠誠を遂げるためだからそのままにし堅持し、その後追々誓約に加わった者は誓約以前に戻すと主張した。

折柄、家中一統困窮・行詰り、必死になって居た所、四月廿一日さして功績の無い海辺二組(須佐地・瀬尻)の全侍・中間と本尾官次組(市丸組)侍二人の褒賞発表。これを不当として家中(全として市丸・宇谷の奥両組と思われる)の不満が爆発する。そして、其後窪田彦右衛門宥免でなど鎮撫に努めたが家中の騒ぎが次第に収まらなくなる。

そして七月金山長左衛門一件で再び「不当の咎」騒ぎが持ち上がる。隼人は「撲蜂起とも仕り候様に申し成し候」と騒ぎを大きくしてしまった。これが引き金となつて、同十二日侍、中間三百人が須佐益田本家土居前に詰掛け「須佐騒動」を起こした。驚いた益田隼人は七月十八日、萩城へ籠出て、須佐騒動一件について本藩の吟味を受けたいと申出た。そして事件は冒頭の経過を辿り本藩の手で鎮定した。

後年、元治元(1864)年「蛤御門の変」に際して益田親施が京都出陣の際に引きつれた軍勢は六百で其内、三百人が須佐兵であったとされている。この時の正確な人数は陳場奉行波田与市が総勢二百七十三名と「京都御進発御備組」(伊藤家文書)に記している。つまり享和二年七月の「須佐騒動」で騒ぎたてた侍、中間の数三百人とは益田家の侍、中間のほぼ全員がこの騒動に参加したことを意味している。

三百人が詰め掛けた益田本家の屋敷は「御土居」とか「御田屋」とか「笠松邸」呼ばれる。その門前は「勢溜り」と呼ばれ、堀によって内勢溜りと外勢溜りとに別れている。益田家の軍勢が勢揃いする場所である。門に向かって内側正面が益田本家の屋敷、それに隣接する右側の建物が益田家の政務を司る「職座」(後の邑政堂)の建物であった。益田家の行政の長官であった職座(当職、裏判)、用人等はこの建物で執務していた。従つて、現代風に言えば、須佐の役場へ三百人が詰め掛けた訳である。

結末

享和三癸亥(1803)年二月八日、本件に関する本藩の処分が決定し、次のように申渡しがあつた。

益田丹後(就恭) お叱り、蟄居十日(四月八日沙汰)
家老益田三郎左衛門 益田次郎三郎 益田登人 増野舎人 益田勘右衛門 五十日追込仰せ付らる 御免之節

重く御叱り

【注】追込＝閉門

益田隼人 御役差し替へらる。改めて遠慮仰せ付らる。日数廿日相立ち御免し。向後本家の政事取扱い申すまじく。家来十三名益田清之介外お預け(文化三1806年まで三年)。(二月十七日沙汰)

堅田宇右衛門お預け 城一軍司 / 増野多中 / 吉賀兵之進

益田清之助お預け 大谷伊八 / 松原勘五郎 / 栗山藤蔵

藤蔵

繁沢図書お預け 小国融蔵 / 波田太郎右衛門

児玉百合八郎お預け 金子順平 / 仲井半蔵 / 松原源五左衛門

源五左衛門

益田市正お預け 宅野太郎左衛門

その他惣家来中 別心無きに於いては差し免さるべく候 向

後一和せしむべくや否の事

二、事件の背景

「須佐騒動」は何故起こつたのか。

第一段階の嗷訴事件

事件を遡ること約四半世紀、萩藩の財政は安永七(1778)年の日光手伝い普請と、同年から三年間続いた天災による不作によつて不振に陥り、安永七年から天明七年までの十ヶ年間儉約令が出され半知の馳走を命じられた。天明三(1783)年、萩藩の当職であつた益田就祥(なりよし、又兵衛)は萩藩の財政立直しを命じられた。種々尽力したが万策尽きた就祥は最後の策として撫育局の物成を数年間本勘に一任して欲しいと提案し、藩主毛利治親の逆鱗に触れ、当職を罷免せられ三十日の逼塞と隠居を命じられた。部下の下村弥三右衛門政武(所帯方)と福井源右衛門真相(所帯

方)も五十日の逼塞、能美吉右衛門以成(当職手許役)は八十日の逼塞と知行十分の一減石、隠居を命じられた。これは萩藩財政史上の有名な事件である。これによって、翌天明四(1784)年二月十八日益田就祥隠居。益田就恭(なりやす 安房、丹後)が十九才で家督を継いだ。

処が益田家の財政も破綻状態にあり、天明五年から寛政元年(1789)の五年間俵約令が出され、中の三年は大小身とも「一ツ成」を命じられた。江戸時代は四公六民」によって知行のうち四(四ツ成り)が武士の所得とされた時代である。それが「半知」で二ツ成となり、更にまたその半分の半知「徳成」という苛酷の極みとも言つべき生活を強いられた訳である。これでは武士の間に不満が募るのは当然の事である。特に、下級武士ほどその影響が大きかった。

益田就恭は寛政二(1790)年六月十五日、萩藩留守居役に就任するが、十一月廿九日加判穴戸美濃、当職毛利内匠、加判毛利外記、益田安房、佐世仁蔵、国司與三兵衛 勤務方言上により処罰され、英雲公(毛利重就しげたか)に対し頗る公意を悩ましたるとの理由により差扣を申渡された。

寛政九(1797)年二月一日益田就恭は加判辞職。益田家中は「重き仕組相付 家来中配知 且勤方之趣是又詮議被申付 俵約相立候」とあり、再び「一ツ成」を命令したのではないかと思われる。

就恭には子供が無く、妹の桑子を養女とし寛政十二庚申(1800)年五月廿九日、九才の益田房清を養子に迎えた。しかし二人は結婚することなく文化五年に桑子は亡くなっている。房清はその後二人の妻を娶っているが、女子一人を設けたのみで、その一人娘の聲として右田毛利家から元宣を迎えた。就恭も房清も健康な男性ではなかった様に思える。須佐騒動一件御裁断記録「94頁にも「元来丹後病身一而」と記されている。寛政十二年十二月廿三日益田就恭隠居。(注)

「申年(寛政十二年)御家来一統二天義御願申上候処 如願被遂

御免難有仕合奉存候」とあり、この年も家政は「一ツ成」だったのではないか。しかし、家来の立場から見ると幾ら家臣が努力しても「主家所帯 累年難渋にて取直しの自途もこれなく、已に危急の期にも至る可に付き」という状態になっていた。財政逼迫の最中に房清縁組などの費用も嵩み、財政は改善どころか愈々逼迫の度を強めていったものと思われる。

第一段階の噺訴事件はこうして起きた。しかし、家来中から出された過所書(諫書)の中身は判らない。

【注】益田丹后就恭が隠居した時期について

須佐町誌¹⁵⁵頁、益田氏と須佐¹¹⁸頁には享和三年六月八日と記されている。処が「毛利十一代」第9巻72頁の寛政十二年(1800)十二月廿二日の項に「益田丹後隠居 又兵衛(就祥)曩二故アリ隠居屏居セシ今今回丹後ヨリ請願ニヨリ順隠居ノ形ニテ謁見ヲ許サル」とある。何れが正しいのか。

須佐騒動一件御裁断記録「63頁には「本家丹後殿 近年病身隠居 又兵衛殿老羸(ろろづるい)、年老いて衰えること)旁二付 家政之義も末家衆并 家来え被打任二付 万事沙汰筋之義も惣家来中請心 自然と違却二相成 不平不相止ノ様二相見候」と記されている。就恭の隠居の時期は「毛利十一代」の記述「寛政十二年」が正しいのではないか

第二段階の噺訴事件

第二段階の享和辛酉元年の益田家中のもめ事は、職座の宅野太郎左衛門はじめ益田家執行部の指導力が問われる中で起きた。益田家としては何はともあれ、重職二人を更迭した。しかし、この人事は下からの圧力に抗しきれず行われたもので、益田家としての詮議無しでは済まされないう。また、非法の仕方についても戒令無しに済ませることは出来ないと言つことになった。

そこで酉の正月廿二日、黒印状を差し下げ、須佐職座宅野太郎左衛門、萩用人石津伝右衛門、大谷与三右衛門(取計を申し付

けた。

黒印状の中身は記録が残っていない。しかし種々末家中申合 家
来中え何篇熟和仕 兼而誓約等封込二任 徒党之跡 不心得
無之様 旁重く入割 父子申聞せ 猶末家中よりも入割 申
説候處 一統平和仕誓約等も無之以前二任 一筋一忠節ヲ凝シ可
遂奉公段家来中末々至迄 謹而人別誓紙ヲ以請差出申候」と
いつ文面から推測して「一統平和仕り誓約等もこれなき以前に仕
り、一筋に忠節を凝し奉公を遂ぐべき段、家来中 末々に至る迄
謹んで人別誓紙を以て請け差し出すべし」といつ内容であったと思
われる。

太郎左衛門は心服の者一人づつ大小身とも筆並みに拘わらず
黒印状を拝見させたが、類役小原権六、小国彦七(萩頭取)は一
向申合をしなかった。これはどうやら丹後父子、末家中申合の上
の差図であったといつ(29頁)。黒印状は「此上も無き号令」。従つて
家老中をはじめ三職の者の詮議の上でなければ取捌が出来ないは
ず。その職にありながら権六、彦七を外して出された黒印状だつ
たから、家法相立たず、調略事となつて家中熟和せず(59頁)、
上下の猜疑心を煽る結果となつた(30頁)。太郎左衛門としては後
難は知りつつも、主人の命令は逃れ難く、党を切り崩すために採つ
た手段であつたといつ(59頁)。

太郎左衛門は主人の黒印状を出すについて何故権六、彦七と協議
しなかつたのか。所帯方(益田家財政)の儀も須佐の方は「積り
算」の通りに参り、萩屋舗の方は余分入増しに相成り候故、小
原小国共え段々存寄共申し候の由」とある。つまり、益田家の財
政建て直しの為には萩屋舗の改革が必要であり、太郎左衛門から
萩頭取の両人へ色々と申入をしていたようだが、「其申分もかねての
性質 老人の逃 あれこれ気に逆ひ候様なる儀も申し候かと
相考えられ候」(45頁)とある通り、話し合いが円滑に行かず、
須佐と萩屋舗とは意思疎通していなかつたようだ。尤も、宅
野太郎左衛門については一党からは更迭を要求されていたが、四
組之頭中からは「差し替えられ候ては海辺両組残る銘々も何かと
申し出問敷き儀にてもこれなく段申し出もこれあり」(黙っている

い)と支持されていたので、家中は支持派(四組頭と主として須佐
地組、瀬尻組)と反対派(萩屋舗と主として市丸組、宇谷組)に別
れていたよつである。

かくて、徒党誓約の者共の集會が止まない状態となつたので、益田
家は宅野太郎左衛門を呼び出して状況を聞いた上で、椋小左衛
門 窪田彦左衛門ら「不心得の者六名」を処罰すべしとの評議と
なり、目付役萩野忠左衛門も呼出の上処理案を提出するように
命令した。

処が、これを知つた十一名の者は「諫書差出候儀を不敬と存ぜら
れ候」、「君臣共宜敷き為筋と氣付き申し出候処、忠を以て不忠
とせられ候」と過当の咎を申し立て、六名の処罰取り下げを要
求、駄目なら出萩し、庭上切腹すると嗾訴。自らが推挙した太郎
左衛門の罷免を要求したのである。

なお、末家益田隼人はこの頃から益田本家の騒動取鎮の為に動き
始めている。「拾式人萩出訴の砌より、隼人取治め受け相いと相見
え、拾式人之者共を智巧を以て押し伏せ申すべく、理詰めに相
成り候処、拾式人之者共 志は尤に候え共 致し方宜しからぬ
故 その仕方に引懸け、追い詰められ候故、抛ん所なく進退相迫
り庭上切腹願ひ申し出ずべしとの評儀に相成り候様に相見え候
事」(60頁)とされている。

第三段階の「須佐騒動」

享和二年四月廿日、家中取鎮に乗り出した益田隼人が須佐で最
初にやったことは、徒党誓約は「禁制であるから、徒党を解散して
誓約以前に戻せ」といつ事であつた。これに対して、徒党側は「申の
冬誓約の儀は私事にもこれなく、主家興隆の為筋と考え奉り
候」と忠誠を遂げるためだからそのままにし堅持し、その後追々
誓約に加わつた者は誓約以前に戻すと主張した。そして「黒印差
し出され候以後は誓約無き已前と落着致し居候由申上候」と言
うことで曲がりなりに落着した。

処が、家中の人氣挽回の爲か、何の勤功もないのに突然「同廿一日四組の内、下も両組（須佐地、瀬尻）侍、中間残らず、山手両組（市丸、宇谷）の内にて本尾官次組（市丸組）侍兩人え、丹後殿父子ヨリ心得これあり由にて夫々賞美申し付け」（33頁）たのである。折柄節約中の事でもあり、これが不公平だとして残りの者、恐らく市丸（宇谷組）の不平を招いた。狼狽した隼人は家中折合のため「以後過当の咎（故無き賞美）等これあるまじき段、隼人自筆を以て書き渡し判形まで相調え小原権六、大谷伊八、小国彦七へ宛相渡し候に付、伊八より惣中え申し合せ見候えども、何共恐多く頂戴相成り難し。」この書付え請書して差出す件は成功しなかつた。結果的に隼人が「不穿鑿」を認め、「後悔」が表に現れた文書を出す失態を演じた丈に終わったので、「下もにはいよいよ上を侮り不遜増長」（34頁）と言つことになつた。

其後窪田彦右衛門宥免でなど鎮撫に努めたが家中の騒ぎは次第に収まらなくなる。

こつして、隼人の采配でも益田家中のゴタゴタは仲々収まらなかつたが、七月金山長左衛門一件が起つた。

本件は金山長左衛門役中不審筋の儀に付究め申し付けられ、数ヶ条調へに相成り懸り候内、岩本弥五郎名前書落シ候段ばかり誤候趣にて、其の余の儀は夫々申し開き候様子にて、何分未だ半途の内、家中騒ぎ立て候趣に付き、究め延引に相成り候（36頁）と記されている。「金山長左衛門役中不審」といつのは強いて私欲邪曲の不調法とも相聞えず長左衛門答の通り麁相（そそつ）とも申され候程の儀にて、其の上何分未だ口書へり等も相成らず、事至つて半途の内、右一ヶ条の趣を以て本尾官次より組内え落罪の段申し遣し候由。現在七月六日、長左衛門宿元出立の節、三浦太郎右衛門参り候て親類兩人え申し候は、長左衛門儀、何ぞ申訊これなく、過失これあり御咎め仰付られ候儀は十口これなく候えども萬一無筋の御咎めとも仰付られ候時は、長左衛門儀も御請け仕るまじく組中に於いても其節は御歎き申し上ぐべき所存に罷居り候」といつ程度の本来は些末な事件であつた。且つ何が問題なのかまだ中身も曖昧であつた。（37頁）それにも係わらず、本

尾官次の組内への説明の不手際によつて又々「不当の咎め」騒ぎとなつた。

ところが、隼人はこの一件を「一揆蜂起とも仕り候様に申し成し候」故、丹後殿には実事と存じられ申し出に落着相成り候」（61頁）と事態は意外な方向へ進み始める。隼人の考えは「叛逆一揆などの様に申し立て、申し出候はば其響きにて家中静り申すべくとの考えにて上達に及び候儀と相見候」（79頁）と云つことであつたらしいが、その結果は些末な事件を「一揆だ」と大騒ぎにしてしまつた。それで、「七月十一日侍、中間三百人が須佐益田本家土居前に詰掛け、須佐騒動」を起こしたのである。

享和二年四月「取鎮として罷越の一件、前後ともに隼人ぬきんで抽て取り計い候段相見え候（63頁）」とあり、また、「全く隼人自身事に引受け、入りはまり取扱ひ候様に相見え候」（64頁）と評されている。また、益田家中の騒動について家来の中には隼人に同意の者もあり、それらの虚説、風評などを採り入れて「一揆蜂起とも仕り候様に申し成し候故、丹後殿には実事と存じられ申し出に落着相成り候」とあり、これらの事から「実の処は丹後殿作廻は残らず隼人作廻の義と相見え候」と考えられ、この間の責任は全て隼人の統率力不足に帰せることができる。

益田隼人の采配が如何に拙かつたか。事件裁決の際「隼人儀本家へ出入り仕らず候は、忽ち家中平均に相成り申すべく哉と相見え候」とまで云われている。（65頁）

三、萩藩政府の事件処理

益田丹後（就恭）に代つて享和二年（1812）七月十八日、益田家を代表して末家益田隼人が萩城に罷り出て、毛利若狭（当職）、毛利伊賀（当役）へ相對に及び、萩本藩に対して家中の取鎮と騒動を起こした者達の吟味を受けたいと申し出た。

これを受けて、萩藩では七月廿三日重見勇（御目付）、沖三左衛門

(物頭)、岡又十郎(同)、松野文右衛門(代官)を須佐に急派し急場を取鎮めた。その折り調へ結果を報告書の形にしたのが本文書「享和二年」須佐騒動一件御裁断記録である。筆者は毛利伊賀頼親(江戸当役)となつてゐる。彼は遠近方の最高責任者でもあつたらしい。中身は現代風に云えば、検察側の調書と求刑案で、それに最終の判決が付属している。判決の内容については冒頭に述べたので省略する。

報告書全体を通じて、萩藩による事件の受け止め方は穩便であつた。

一 益田丹後殿 近年病身隠居、又兵衛殿老羸旁に付き、家政の義も末家衆ならびに家来え打任されに付き、万事沙汰筋の義も惣家来申請心 自然と違却一相成り、不平相止まらずの様に相見候(63頁)

一 「主人幼少にて家老共権を争ひ候か、又は主家奪取すべく逆意ともこれあり候か、何そ悪心より起り誓約仕り候を徒党とも申べく候へとも、此度の根元 左様の筋とも相見えす」(58頁)

一 「兎角一揆などの様に相聞え候に付 止むを得られず事物頭とも差し出され、其の内松野文右衛門え取鎮めい仰付けられ候処、程よく落着仕り候次第。嗽訴と申所は遁れず候共、**反逆の意味には御座なく候**」

一 騒動の動機については丹後所帯累年差問に付き、嚴重の仕組(「一」成り)の儉約令)申し付け、家来中もいや増し困窮に及んだ。しかし、「家中不心得の儀とは申し乍ら、益田家の財政が(困窮行詰候えば 上下必死に差向い候故相企て候儀」(58頁)

一 「家中の者の志願はかくのごとく多人数催し候はば主人の存入には自然(方一)上え(本藩)発し候ては相濟まずと氣付きこれあり、家中の者の申分を用いられる儀もあるべく哉と存じ付き催したる儀と相見え候」。誓約に關しては、誓約の義も主家興隆を目途に付、三ヶ年の間と申す誓約の段申出候事」(59頁)。「主人におゐては一筋に下の申し分は慮外と存じ候共、全躰上下相隔り、事情通じ難き故、実意解し難

く申し結ひに及び候」(78頁)

一 宅野太郎左衛門は最初一統の者が諫書提出した際、一統の者は是非を申し聞かせて取り鎮めるべき処を、主家の為とは申し乍ら一統させて仕舞つた。其後、主人や隼人へは心得違ひの段を謝つてゐる。それならば、権六や彦七と協力して一統の者を何故取り鎮めなかつたのか。一統の者へは心底を隠して内密の黒印状を使つたり、過当の咎めで信を失うなど、表裏のある行動で家中、傍輩の信義を失つた。徳義がない。それが、引いては主人の迷惑に立ち至つた事は言語道断である。

(59頁以下)

一 益田隼人は享和元年二月廿六日の嗽訴事件で、十二名の者が萩出訴の頃から益田家騒動取鎮に關与してゐる。この時無理屈で追い詰めたので庭上切腹願を申出るべしとの評儀となつてしまつた。

一 享和二年四月、須佐(取鎮)として着任後も、故無き賞美、過当なる咎めなど誤りを犯し、君臣の隔意を増幅させた。

一 そしてさして重大事件でもなかつた長左門一件を、「一揆蜂起とも仕り候」などと大騒ぎにしてしまひ、「上ヲ申ぬき御厄害を引起シ候」(60頁以下)

一 このよつに騒動は「最前の聞へと家中の志願を主人の所存と末家の取捌と各々違却これありより起り候」

一 萩嗽訴に及んだ十二名を除いて、その他の家来一統の者については、「主家の為相歎候より存じ立て候儀とは申しながら、徒党強訴之躰たらく、天下御制禁 且つ 御国法にも相支り候の義 竟には主人の不為にも成行き候段、甚だ以て不心得の至りに候事」(76頁)との批判は避けられなかつたが、**「飛頭人など申す事これなく、何某こそ大悪人と申す程の儀も相見えす 只無益の争論を起し候と申す物にて、かくの如き御究の上はおのつから結党の所遁れ難く候。然れども反逆徒党とは大いに意味違ひ候事に付、一統の者御宥免の御沙汰を以て先は平穩の御裁許然るべし哉」**(79頁)

一 一般的には「御家騒動」とは江戸時代の大名家に生じた騒動の事を差す。「御家騒動」に詳しい福田千鶴氏(「御家騒動」中公新書)によると、元禄以前は幕府が御家騒動の裁定に深く関与したが、

元禄以後は関与しなくなった。

騒動が幕府に露見して御家断絶になることを避けるために、忠臣が身命をなげうって悪臣を排除し、騒動の禍根を未然に断つて御家の危機を救うという勸善懲惡的なストーリーで語られる固定観念は文芸作品の世界丈とは限らない。歴史研究でも大名を改易する絶好の理由として幕府が御家騒動を利用したとされ、少なからぬ影響を与えている。しかし実際には改易にならなかつた事例が圧倒的に多い(鍋島騒動、黒田騒動、対馬の柳川一件、伊達騒動など)。近世前期に生じた御家騒動では幕府権力の強い介入があつたが、幕府が積極的に介入したといふよりは、むしろ大名・家中の側から幕府に積極的に訴え、幕府の介入を要請している。騒動が幕府に露見すれば改易につながるのであれば、大名や家臣達がそのような危ない橋を渡ることはしないはずである。「須佐騒動一件」で益田家が萩本藩の裁決に頼つたのと相通じる処がある。

在地の支配者であり根生の武士団であつた中世武士団は「家筋」よりも「器用・器量」を重視した。いわば能力主義社会であつた。しかし、近世武士団は藤田東湖が「鉢植えの武士」と評した通り、「家中」「御家」の成立を基にして、その御家の従臣であつた処に特徴がある。近世武士の奉公の対象は主君(大名)よりもその帰属集団である御家に変化した。大名の御家の存続が従臣の家の存続とイコールになると、御家は大名の自由意志によつて運営する「家」ではなくなり、従者達がそれぞれの分限・階級に従つて帰属する絶対的統一団体としての運命共同体たる「御家」となる。従臣が忠義を盡す対象も主君個人ではなく、御家といふ共同体に対してのものとなつたので、近世中期以降、大名「御家」を守るための騒動が典型的な「御家騒動」となつた。

寛永末年までの御家騒動八〇件のうち、家中騒動を理由に改易となつたのは十八件で、分知の二件を加えると四分の一にあたる。しかし、十萬石を越える国持クラスの外様大名で改易になつたのは慶長期の堀、元和期の最上、寛永期の生駒の三家のみであり、実際には殆どが徳川一門大名や譜代大名が家中騒動を口実として

改易されたものである。

幕府はそもそも家中騒動を「私議」あるいは「小事」とし、本来的に「公儀」が取り扱う筋の「大事」ではないと考えていた。特に、幕藩関係が安定化し始める元和期以降は、幕府の側から騒動に積極的に介入し、大名統制に利用する事はなかつた。騒動に介入する場合は、あくまでもその騒動が幕藩公儀の秩序を乱すものと見なされた場合であつた。

幕府が家中騒動に関与するのは多くの場合、騒動の当事者達からの強い要請によるものであつた。その場合でも、まず老中内意段階で家中騒動の收拾が図られ、それでも騒動が收拾しない場合には將軍の権威が持ち出され、「公儀」の立場から判定が下された。幕府の方針は、大名・家中、および大名家一門の統合点・妥協点の承認による幕藩公儀秩序の安定化を求め、妥協点が見出せない場合には大名家を分知・転封・改易に処し、幕藩公儀秩序の安定化を目指した。この幕府方針故に大名・家中・一門や大名家を指南する立場にある取次役(老中・上級旗本)は幕府による家中騒動の調停を積極的に求めたのである。

寛永期の後半になって、この幕府の方針に変化が見られる。まず主従制を絶対化する方針を打ち出した事である。寛永十一年(1635)「武家諸法度」を改正して第十三条「国主は政務の器用を撰ぶべきこと」を削除した。これは、戦国期の器量重視の方針から伝統的家筋を尊重する方針への転換であつた。これを契機として本源的にパーソナルな関係で器量を中核的な原理としていた従来の主従関係が崩れて行く。そして、新しい大名統制の原理は次第に主君の家と家臣の家を固定化し、大名の「御家」を家中にとつて絶対的な帰属体に変える事によつて、主従関係を固定化し、幕藩制の安定化・伝統化が図られるよつになつた。

以後、「公儀」に対する罪を犯した者を厳罰に処するといつ従来の方針に加えて、君臣の礼秩序を乱し、主従の関係を蔑ろにする者にたいしては、主人は改易、従者は死罪以下の重罪に処するといふことが原則となつて行く。延宝九年に決着した越後騒動(越後高田松平家)がその象徴的な事件であつたが、以後家中騒動の当

事者達が幕府に騒動の調停を求めて訴訟をすることは稀になった。そして、これまでのように幕府に訴えて訴訟をするのではなく、大名家の親族による調停機能に紛争解決を委ねるように変化する。分家で生じた騒動は親族集団を主導する本家が紛争解決に大きな役割を果たすようになる。逆に、本家で騒動が起きた場合には本家と縁戚関係にある大名家が重要な調停役を果たすようになる。

話を元に戻すと、萩藩は「主家の為相歎候より存じ立て候儀とは申しながら、徒党強訴之躰たらく、天下御制禁 且つ 御国法にも相支り候の義 竟には主人の不為にも成行き候段、甚だ以て不心得の至りに候事」としているが、事件全体は益田家財政立直しから起こった問題であり、家老間の主導権争いでもなく、主家篡奪でもない。其外悪心があって徒党を組んだ訳でもない。よって幕府や萩藩に対する「反逆」ではないと言う判定が基本となっている。

「徒党強訴は天下御制禁、且つ御国法にも相支り候」としながらも、穏便な裁決となったのは、やはり萩藩が派遣した重見勇(御目付)、沖三左衛門(物頭)、岡又十郎(同)、松野文右衛門(代官)らの指導に益田家中が素直に従ったからであろう。本藩の指導にも逆らっていたら、事件は更に違った結果になっていたに相違ない。

四、益田家は何故萩藩の公裁を求めたのか

享和二年七月十一日、「須佐騒動」が起きると、益田隼人は同月十八日に萩城へ赴き、毛利若狭(当職)、毛利伊賀(当役)へ相対に及び、書付三通を差し出だし隼人口達を以て都合申し入れ、萩藩本藩の調停を申し入れた。

何故益田家中で事件を收拾することが出来なかったのか。

先ず主人益田丹後(就恭)は病身、その父益田就祥(なりよし)、又

兵衛)は老羸。就恭には子が無かったので寛政十二庚申(1800)年五月廿九日九才で養子に迎えた益田房清(事件当時は吉十郎)も事件当時十一才で未だ須佐に来ていなかった。従って、益田家家政は末家衆ならびに家来え打任されていた。(63頁)。

当初、増野舎人、俣賀次郎右衛門ら職座の者に家政を担当させたが財政立直は上手くゆかず、寛政十二年、第一段階の噉訴事件が起きた。そこで、下からの意見を採用して増野舎人、俣賀次郎右衛門を罷免し、後任として宅野太郎左衛門(職座)、石津伝右衛門(用人)、大谷与三右衛門(用人)ほか小原権六、小国彦七らを起用した。

処が太郎左衛門は財政立直しを巡って萩頭取の小原権六、小国彦七の二人と意思疎通できなかった。須佐の方は、積り(予算)の通りに参り、萩屋舗の方は余分入増しに相成り候故、小原小国共え段々存寄共申し候の由」とあるから萩屋舗の改革を巡って意見が対立していたのではないが、第一段階の噉訴事件は職座の首のすげ替えて済ませる訳にも参らなかった。主人の黒印書をもって徒党を割ろうとしたが、上述の通り権六、彦七には諮らなかつた為に結果的に詐術を用いたことになって太郎左衛門は家中の信頼を失った。かくて、徒党の集会が止まなくなったので「不心得の者」六名を処罰しようとしたが、享和元年、十一名の者が連署して処罰案の取り消しを求め、太郎左右衛門の罷免を要求する事態となった(第二段階の噉訴事件)。

享和二年になって家中取治に乗り出した末家の益田隼人の采配には失敗が多かった。徒党誓約は「禁制であるから、徒党を解散して誓約以前に戻させることには曲がりなりに成功した。しかし、その後人氣取りに行った賞美が故なき賞美と家中(全として市丸組、宇谷組)の不満を誘った。又、些末な事件で金山長左衛門を処分しようとしたが、再び「過当な咎め」だと騒ぎが起ると、これを「揆だ」と大騒ぎにしてしまい、それが「須佐騒動」の引き金にしてしまった。

こいついつ経過であったから益田家中では誰も「須佐騒動」を收拾する事が出来なくなっていたのである。「隼人儀本家出入り仕らず

候は忽ち家中平均に相成り申すべく哉と相見え候」と云われる程、隼人は最早完全に指導力を失っており、自身の力では収まりがつかなくなっていた。

五、事件後の益田家

享和三年二月十七日萩藩の裁決が申し渡されて家来十三名が親戚お預けとなったので須佐には「人」が居なくなると云われる。現在の須佐総合事務所部課長クラスが全員居なくなった状態を想定すると、どついつ事態であったかおよその想像は付く。十三名の中核的幹部は三年間親類お預けになった丈ではない。彼らは以後、再勤することは無かった。

文化三(1806)年(96頁末尾の文化十三子八月廿六日年は三年の誤記か)益田丹後から児玉三郎右衛門え直接「最早年数も相立ち候儀、当時無人にも候間(十三人)召仕ひ候てはいかこれあるべき哉」と再勤について意向を照会した。これに対する萩藩の回答は「右御咎の家来再勤の儀は 相成られ難き儀、委細は御内輪におゐても相分り申すべく候間、御願ひ等はこれなき方然るべし」とのことであった。

そして、文化三寅十二月十八日やつのこと十三名は須佐に戻されたが、謹慎は解けず「せんだって丹後方え差し返され候事に付、領分中行歩の儀は丹後方了簡次第御構ひ成られ間敷との御事」といつ状態であった。

その間、文化元(1804)年五月四日益田就祥没(62才)、十一月十八日益田就恭没(41才)。益田房清は文化二(1805)年初めて須佐に來た。十四才であった。

六、あとがき

この「須佐騒動一件御裁断記録」は山口文書館が所蔵している。私達がこの文書の存在を知り得たのは平成十六年九月、萩市立図書館

館三十周年記念展の展示資料解説文「萩藩を語る藩政期文書」の中にあった「役中覚書」の文章であった。以下、その全文を引用する。

寛政年、長門国阿武郡須佐の給領主益田家において、財政再建をめぐって家を二分しての抗争が起つた。役中覚書(以下「覚書」)はその渦中にある人物によって書かれたものであるがその名は判らない。当時の益田家財政がどのような状態であったかは、本書の冒頭の記述で凡そのことは推測できる。破算状態にあったのである。

「過ぐる己の歳(天明五)繰巻相成り難く(財政破綻し)、過ぐる酉の歳(寛政元)まで五ヶ年間重き儉約存じ立てられ、家来中えも増出米申しつけられ、五ヶ年の内中年三年(間の三ヶ年)の儀は大小身共き成(四分の一)の手取申付けられ候程の所帯向にて、上下難渋の仕合めぐり合せに罷り居り、就中小身通の者別して艱難に堪え華ね罷り居り候。然る処酉の歳には儉約明けの年限には候えども、仕組(財政再建実施)の印しこれ無く、却って年増し借銀山高に相成り云々」(読み下し表記に改める)

その同、天明六年(1826)に旧来の家中の法令を停めて家臣の給与を四分の一にしてまで財政再建に取組んだが失敗したとある。ただその再建策の全容が具体的にどのようであったか、「覚書」では上に詔うものであったとしているがそれ以上には記述されることはない。その後の経緯にしても本書から分かるものは外面的なことのみで、対立間の論議の内容、経済環境との関わり合い、家中の者の意識の動向等については何ら記されていないので、事件の正確を客観的に把握し分析することができない。

従来、藩段階を対象にした研究は数多く出ているが、給領地等の藩の下部の領有の実態を社会・時代状況の中で構造的に考察するものは非常に少ないようである。「覚書」が記す益田家行政についても、そうした視点からの考察の資となるものはない。給領主の知行地行政は、藩の政策に翻弄されるだけのものではあつたかも知れないが、そこに生活の基盤を置く土農工商は藩と給領主との二重統制の下に生活したのであり、そこから自然独自性を求めようとする意識が生じたであろう。その実態の解明に郷土史家はもつと問題意識を持つてよいのではないかと思われる。

『覚書』が書かれた当時の益田家当主は益田就恭で、寛政二年から藩の国許加判役を勤めている。前当主越中就祥は藩の当職を勤め、長州藩の宝曆改革と云われる藩主毛利重就が主導する藩政改革下に、防長両国の民政を担当した存在であった。就祥をトップとする民政担当部局が、重就が打出す政策をどのように見ていたか、それは就祥の下で手元役を勤めた能美吉右衛門以成が書き残した『蔵櫃録』(萩市郷土博物館刊)によって識ることができ、利益追求の重就の政策に反対であったのである。

就祥以下の民政首脳は藩財政安定を計って、重就が創設した撫育方の財源を十八年間藩本会計念編入するよう要求したが、それによって役職き免ぜられて処罰され、就祥は隠居させられた。藩の財政対策の実態が益田家中の財政状況に影響していたことは考えられる。藩主重就の藩政改革では、一門益田福原以下家中の者の給与は半知(二分の一)になって、それが十年間続いたこともあるのに対して、益田家の者は四分の一の給与に減らされているのである。

享和二年(1802)にも益田家中では騒動が起こっているが(毛利家文庫。諸省483 『須佐騒動一件御裁断記録』山口県文書館蔵)、『覚書』が語る一件とどのように繋がるものか、今後の研究に委ねられている。

『役中覚書』の事件以後、益田家領の財政はどのようになっていくのか、それは一給領地の財政事情ではあるが、藩の施策もたらすところとも関連するものでもあるので、関心されるのである。特に幕末期益田家当主は、吉田松蔭からも活躍を期待されながら禁門の変の責任を負わされて切腹させられた益田親施であり、及び益田家が享保年間に設けた字校育英館生徒の活躍があるだけに、それらの活動を裏づける財政の実状が注目されるのである。』

この文章によれば、『須佐騒動』の端緒は『須佐騒動一件御裁断記録』の記述よりも更に遡って天明五年の儉約令に求める事になる。

増野亮氏の『尽力で』須佐騒動一件御裁断記録』の複写写真を山口文書館から取り寄せて、私達東京須佐史談会で輪読・読解作業を始めた。ところが、この文書は裁判記録であり、ダラダラとあちこちに書き記されている断片的な記述を取りまとめ、関連づけ、漠然とした表現の意味を読みとりながら事件の全容把握するには可成りの努力を必要とした。全体を読み終わった今、感じる

ことはやはり「歴史は美化される」とか「歴史は勝者が書く」と云うのは真理だといつ実感である。

須佐では幕末に「須佐内訌事件」があったことは良く知られている。明治維新の夜明け前に回天軍が活躍し、いわば維新の成功美談の一つとして語り継がれている。それに対して須佐騒動はこれまでの須佐の歴史のどの頁を紐解いても記述されていない「埋もれた歴史」隠されてきた歴史「不名誉な歴史」であった。

郷土史研究といつ地味な勉強会を始めて、今年末で第100回目の例会を迎える。その間、『月番日誌』『随行日記』『御記六之写』『回天実記』など多くの史料に接してきたが、歴史の空白を埋め、つなぎ合わせて行くと思える。今回の「須佐騒動」の勉強はそう言う意味で会として大きな成果だったと思う。

『須佐騒動一件御裁断記録』の文中に出てくる「諫書(過所書)」「黒印状」など重要な文書の正確な中身は判らないし、事件後、益田家職座は誰が担当したのかなども不明である。しかし、何処かに、そつした記録が残されていて、将来発掘されるかもしれない。我々の勉強の上に更に誰かが研究を重ねて誤りを正し、書き足して下さることを期待している。

例えば、増野家文書1-16-12の「諫書」は『須佐騒動一件御裁断記録』を読む以前は何の請書か判らなかつた。

御請申上候事

一 此度

増野舎人殿 俣賀次郎左衛門殿
御両所様 御裁許被仰付 夫一付
御沙汰之部一而 何角ヲ申処 御組内
侍中間ヨリ願出之趣茂有之二而は
不宜候一付 先達而被仰聞候通り 奉

承知候 勿論於各中者格別申上
 度御願出之筋 無御座候 従
 上之御行成 御請申上候処
 相違無御座候 依而御請状如件

寛政十貳年
 申ノ

十二月十

仁保左平左衛門	花押
中村作右衛門	花押
梅津要助	花押
城一新左衛門	花押
大谷与左衛門	花押
石川嘉七	花押
石川庄右衛門	花押
下 忠助	花押
棕 小左衛門	花押
大谷半右衛門	花押
尾木七右衛門	花押
石川平内	花押
眞嶋六右衛門	花押
仙道孫六	花押
川上長次	花押
波田丈介	花押
大谷弥右衛門	花押
中村十内	花押
品川多門	花押
梅津長助	花押
城一忠左衛門	花押
大谷善右衛門	花押

これは、正に宅野太郎左衛門が黒印書を示して請書差し出しを
 求めたのに応じて、宇谷組(増野組)から差し出された請書の控え
 に相違ないと思われる。

最後に、私事ながら、この事件に連座した栗山忠佐(藤蔵)につい
 て書いておきたい。栗山家系図には次の 印のように書かれてい
 る。これに須佐騒動から判った事を追記すると(印)次のよう
 になる。この追記によつて彼の履歴・人生が良く理解できるよう
 なった。家系図もまた美化されていた。

実者増野藤兵衛護忠三男
 明和元甲申(1764)四月十六日生
 天明六丙午(1786)月二十八日家督(23才)
 寛政九年巳(1797)八月二十二日 御用人座より
 萩当役助御直一被仰付(34才)
 寛政十二年(1800)十一月五日 嗽訴事件に参加
 同十二年(1800)十一月十日助役御引セ被成候(3
 7才)
 寛政十三酉(1801)正月二十七日 御用人役 如
 願御免御上下拜領被仰付(38才) 御用人役十一ヶ
 年取勤
 享和三年(1803)文化三年(1806)の三年間
 「須佐騒動」のため処罰され益田清之助にお預けとな
 る。文化三年須佐に戻り謹慎。
 文化十年酉(1813)七月隠居(50才)
 文化十年七月七日栗山忠聡(翁輔)家督
 文政十三庚寅十二月二十七日卒 寿六十七才

この栗山藤蔵の履歴から見ても、須佐騒動で処罰された者が再勤
 する事は無かつたものと考えられる。

最後に、「須佐騒動一件御裁断記録」の読解に当たり、一方なら
 めご支援を賜った山口文書館「吉田真夫氏に心から御礼を申し上
 げます。この拙文が今後「須佐騒動一件御裁断記録」をお読みに
 なる方に、少しでもお役に立てば望外の幸せです。

以上

